

第 1 章 策定にあたって

1 策定の趣旨

我が国においては、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」及び「児童の権利に関する条約」における規定等を踏まえ、就学年齢にある外国人の子どもが教育を受ける権利を保障してきました。

近年の少子・高齢化及び社会・経済のグローバル化の進展等により外国人登録者数が増加する社会情勢の中、国は平成18年度に外国人労働者問題関係省庁連絡会議において取りまとめた『生活者』としての外国人に関する総合的対策に、日本人と同様の生活環境を整備する取組の1つとして「外国人の子どもの教育」を位置付けました。

さらに、文部科学省が平成20年度に策定した「教育振興基本計画」の中では、今後5年間において総合的かつ計画的に取り組むべき施策として、「外国人児童生徒等の教育」が位置付けられ、取組を推進することが示されました。

本市においては、平成4年度より母語による日本語指導者の学校への派遣を行うなど外国人児童生徒への教育に取り組んでまいりました。

さらに、平成20年度にこれまでの計画を抜本的に見直した「宇都宮市国際化推進計画」を策定し、本市に生活する在住外国人が、同じ地域に暮らす市民として役割と責務を果たし、安心して生活できる多文化共生の地域づくりを推進することといたしました。

しかし、現在、外国籍を持つ292名の児童生徒と過去3年以内に外国から帰国した158名の児童生徒が、約7割を超える本市小・中学校に分散して在籍するとともに、国籍を問わず日本語指導を受けている児童生徒が平成16年度の96名から平成20年度の166名へと急増している状況や、学校が保護者と日本語による意思の疎通が困難なために連携が図り難い状況等がみられます。

これらのことから、これまでの取組を様々な観点から見直し、本市の状況に応じた児童生徒への指導や学校と保護者との連携・協力の在り方などの課題に対応することが必要となってまいりました。

そこで、本市に住む外国人児童生徒一人ひとりの日本語習得や生活適応状況に応じた教育を受ける機会を一層充実させるとともに、将来、社会の形成者として安定した生活を送ることができるための基礎を養う教育を充実させることといたしました。

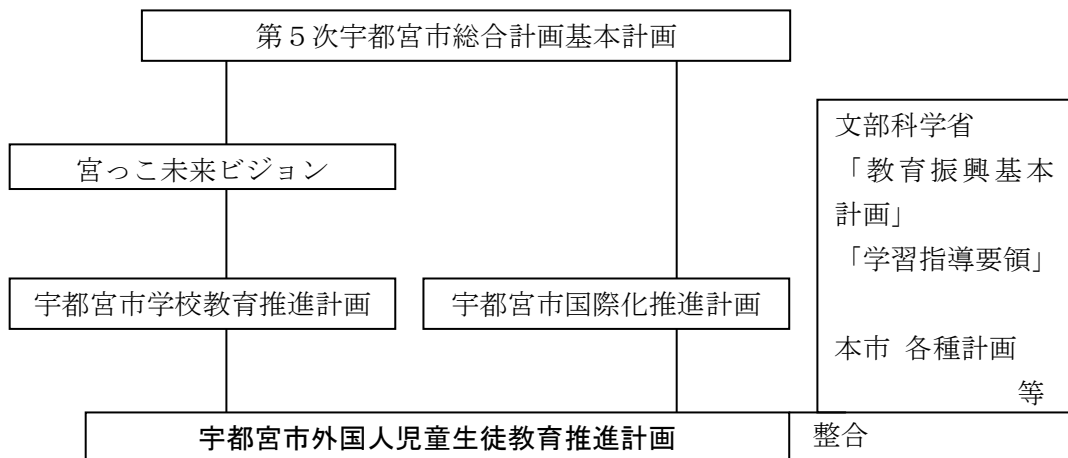
さらに、これらの児童生徒がもつ諸外国とのつながりを、国際交流の架け橋として、日本人児童生徒をはじめ、保護者や地域の方々なども共に協力し合い生きていく教育環境を整備することが、本市の「多文化共生の地域づくり」のためには必要であると考えました。

そのためには、行政や学校、家庭・地域・関係団体・企業が連携・協力をより深め、本市の外国人児童生徒が夢や希望をもって生活できる社会を実現していくことが極めて重要です。

こうしたことから、当該教育の在り方について基本的な考え方や具体的な取組等を示した「宇都宮市外国人児童生徒教育推進計画」を策定いたしました。

2 位置付け

本計画は、「宇都宮市学校教育推進計画」及び「宇都宮市国際化推進計画」を進めるための計画として策定いたしました。



本計画において対象とする児童生徒は、次の子どもとします。

- 外国籍を持つ児童生徒
- 次年度に小学校就学年齢となる外国籍を持つ子ども
- 就学年齢であっても、学校に就学していない外国籍の子ども
- 日本国籍を取得した者であっても日本語や生活適応指導が必要な児童生徒

3 期間

平成21年度から平成25年度までの5か年の計画とします。

ただし、社会状況の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じて見直しを行います。